

平成29年度鴨川市文化財保護審議会

平成29年8月22日 午後1時30分
鴨川市文化財センター 学習室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会長、副会長の選出

4. 議 件

(1) 「誕生寺祖師堂」の指定について

※市内小湊の誕生寺に移動し、「誕生寺祖師堂」の現地視察を実施

(2) その他

5. 閉 会

鴨 川 市 文 化 財 保 護 審 議 会 委 員 名 簿

氏 名	住 所	生年月日	分 野	備 考	
渡邊 宏	■■■■■■■■	■■■■■■■■	有形文化財 (建築)	元明石工業高等専門学校教師	継続
松原智美	■■■■■■■■	■■■■■■■■	有形文化財 (仏教美術)	中野区文化財保護審議委員 津田塾大学非常勤講師	新規
佐藤恵重	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	有形文化財	元安房博物館上席研究員 元長狭中学校長	継続
小谷善親	■■■■■■■■	■■■■■■■■	有形文化財	元小湊小学校長 善龍寺住職	継続
杉山春信	■■■■■■■■	■■■■■■■■	埋蔵文化財	元鴨川市遺跡調査会 主任調査員 陶芸家	継続
富樫辰也	■■■■■■■■	■■■■■■■■	記念物（海洋）	千葉大学海洋バイオシステム 研究センター 教授	新規
石橋整司	■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	記念物（植物）	東京大学大学院農学生命科 附属演習林 林長	新規

任期：平成２９年４月１日～平成３１年３月３１日

鴨川市文化財の保護に関する条例（抜粋）

第4章 文化財保護審議会

（設置）

第24条 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するため、法第190条第1項の規定により鴨川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

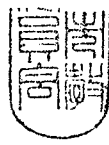
第26条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事）

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。



鴨川市文化財保護審議会 様

鴨川市有形文化財の指定について（諮問）

「誕生寺祖師堂」の鴨川市有形文化財の指定について、鴨川市文化財の保護に関する条例第4条第2項の規定による所有者の同意を得、鴨川市文化財の保護に関する条例施行規則第2条第1項による調査書を作成しましたので、同条例第4条第3項の規定により、諮問します。

平成29年8月10日

鴨川市教育委員会



3. 議件

(1) 「誕生寺祖師堂」の指定について

1. 誕生寺祖師堂の指定に関する経緯

2021年、日蓮聖人生誕800年記念事業の一環として、誕生寺祖師堂の文化財指定の可否について、平成28年9月に誕生寺及び関係者から打診があった。

平成28年10月6日、渡辺委員に誕生寺祖師堂の現状確認及び調査を依頼し、市指定文化財の価値がある旨の所見を得た。

その結果を受けて、専門的な見地からの所見と判断を得るために、県文化財保護審議委員の丸山純先生（元千葉大学教授）に調査を依頼し、平成29年1月13日に、丸山先生による調査を実施した。その結果「市の文化財に指定する価値は十分にあることが認められる」という所見を得た。

丸山先生による調査結果に基づいて、平成29年6月5日付けにて、誕生寺より調査書(資料1)と同意書(資料2)が提出された。

平成29年8月10日付け鴨教生第528号にて、市教育委員会から鴨川市文化財保護審議会へ、「誕生寺祖師堂」の指定についての諮問がなされた。

2. 教育委員会からの諮問に関する答申内容の検討

○「誕生寺祖師堂」は市指定の文化財に相応しい価値を有しているか否か。

○指定に際しての、条件や留意点等

(2) その他

調 査 書

平成29年6月5日

所有者 住所 鴨川市小湊183
氏名 宗教法人 誕生寺
代表役員 石川泰道

1. 名 称 誕生寺祖師堂
2. 員 数 1棟
3. 所 在 地 鴨川市小湊183
4. 所 有 者 宗教法人誕生寺
5. 管 理 者 宗教法人誕生寺
6. 建立年代 起工 天保3年(1832)
上棟 天保13年(1842)
落慶 弘化3年(1846)
7. 寸 法 間口26m、奥行き23.5m
8. 構造形式 桁行七間、梁間六間、入母屋造瓦葺、正面向拝三間軒唐破風付
9. 大工棟梁 小高吉右衛門(館山楠見村住)
10. 彫物大工 後藤三次郎橘恒俊
石川鉄五郎(明治28年)
11. 関連資料 棟札(天保13年)
指図(建物見取図 天保3年)
奉納額(屋根工事関係 明治29年)

12. 改修履歴
- | | |
|-------|----------|
| 明治28年 | 彫物追加 |
| 明治29年 | 屋根瓦葺き替え |
| 昭和40年 | 屋根瓦葺き替え |
| 昭和63年 | 宝塔建立 |
| 平成4年 | 祖師堂外回り改修 |

13. 特徴
- 鴨川市内において最も規模の大きい木造建築であり、建築後170年以上が経過しているが、建物の保存状況は良好である。後年、数度にわたって施された修理等も、天保から弘化年間にかけて建設された当初の状態を損なっていない。

建物の内外に多くの彫刻が取り付けられているが、それらも良好に維持されており、建設当時の時代的特徴をよく表している。明治期に補足された向拝虹梁上の竜の彫刻も完成度が高く、建築年代との相違による違和感もなく一体化している。

それらの造営事業・工事に携わった大工棟梁と彫物大工の名も、天保13年の棟札や彫物の刻銘によって確認されている。天保3年の起工時の指図（断面図を兼ねた姿図）や明治29年の屋根葺き替え時の工事関係者の名前を記した奉納額などの関連資料も良好な状態で保存されている。

当初は須弥壇後方に向拝と同じ間口三間の後陣が設けられていたと推定されるが、それが取り払われ、新たに宝塔に建て替えられている。しかし、多くの参拝者を迎え入れるために設えられた広々とした祖師堂内部の礼拝空間は、その改変によっても大きな影響を受けずに良好に保持されている。

江戸時代後半の建築様式を良好な状態でとどめるとともに、日蓮聖人が誕生した小湊地域の歴史を象徴する建築として貴重な価値を有している。

14. 指定内容
- 明治期に補足された向拝虹梁上の彫刻を含む祖師堂全体（ただし、須弥壇後方の宝塔周りを除く）
- 関連資料として挙げられる、棟札（天保13年）、指図（建物見取図 天保3年）、奉納額（屋根工事関係 明治29年）の3点についても、附（つかけたり）指定とする。



誕生寺祖師堂（正面）



祖師堂向拝の彫物

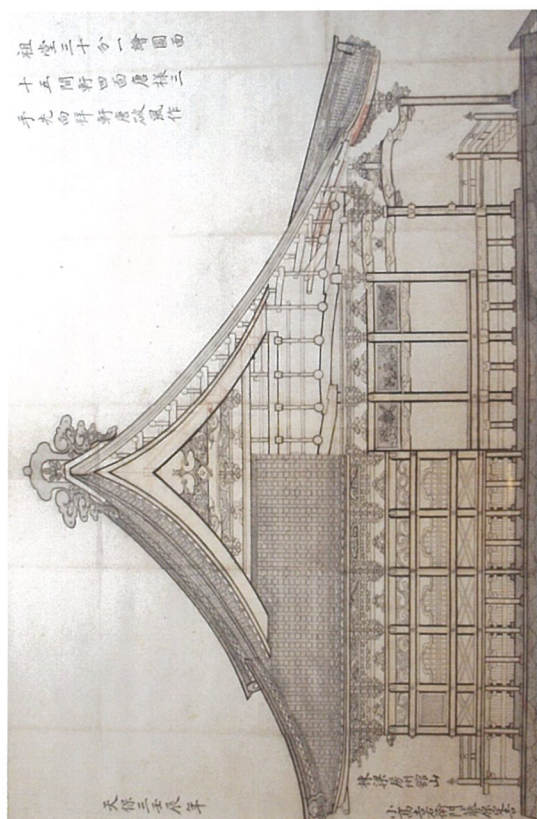


祖師堂向拝周辺



右側面（南西側）

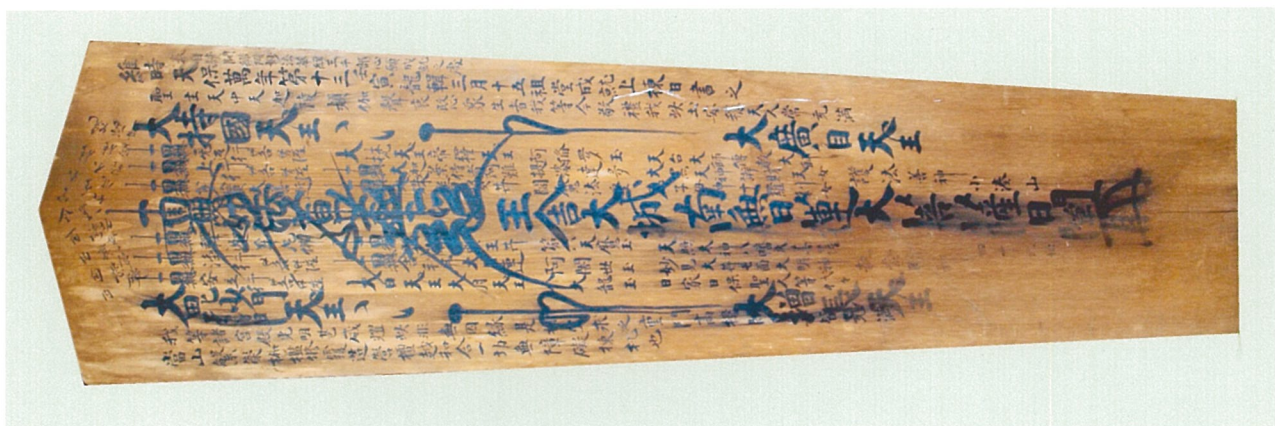
○指図 (天保三年)



○奉納額 (明治二十九年)



○棟札 (天保十三年)



○指図 (天保三年)

祖堂三十分一繪圖面
十五間軒四面唐様三
手先向拝軒唐破風作

天保三壬辰年

棟梁房州館山
小高吉右衛門藤原定吉

○奉納額 (明治二十九年)

御祖師堂
鬼瓦寸法
鏡丈八尺五寸
鏡横七尺五寸
足元横二丈四尺

鬼板製造職
加藤鉄五郎
加藤元治郎
関根福次郎
東京本所区中ノ郷九町廿八番地
製造鈴木清助
瓦葺職
富岡亀太郎
第一三番組
原竹次郎
安田鳶方
水谷萬吉

明治廿九年十一月

額師 松本邦太郎

○棟札（天保十三年）

〈表〉

奉自讀開結附妙法蓮華經三千部心願成就之處

維時天保萬年第十三壬寅龍輯三月十五祖堂成就上棟日書之

（諸尊・讀文省略）

小湊山

南無妙法蓮華經王舎大城南無日蓮大菩薩日闍（花押）

四十九世

（諸尊・讀文省略）

當山繁榮柳樹修覆造宮檀越和合一切無障碍棟札也

〈裏〉

棟梁館山楠見浦住人

小高吉右衛門總藤原定興

世話役同分村住人

飯田長左衛門總藤原邦義

領内棟梁祇町

藤木所左衛門政邦

領内小船谷町

佐藤祐助政頼

金主世話人内浦村

三浦屋嘉右衛門

同領内

斎藤傳吉

同領内

萬屋市助

同大多喜城下柳原

小高半左衛門

同上総國荻谷宿

石渡語藤太

惣世話人

上総三條

君塚五良左衛門

内浦

渡邊嘉内

領内

近江屋治兵衛伊之助

同

清吉

惣世話人

領内

西之宮四良兵衛

酒屋五郎吉

森吉兵衛

平野六三郎

廣屋勘助

松葉屋長助

中川與右衛門

唐鎌五良右衛門

瀧口兵左衛門

田村嘉助

君塚勘解左衛門

磯野新左衛門

紫園五郎左衛門

丸若右衛門

岩瀬權兵衛

西川源司

関藤四郎

上総大戸

藤平市兵衛

君塚六郎左衛門

同四郎右衛門

房州天津

專助

白鳥善四郎

濱口七郎左衛門

龜田文四郎

西田新左衛門

三原角田三木右衛門

小川世子利右衛門

大森松崎權兵衛

當村佐川七左衛門

王子屋五兵衛

鈴木長兵衛

大棟梁弟子中

吉藏

吉五郎

林兵衛

吉助

吉三郎

岩吉

音次郎

熊右衛門

兼次郎

勘兵衛

伊之助

時而名主

鴨 川 市 文 化 財 指 定 同 意 書

平成 2 9 年 6 月 5 日

鴨 川 市 教 育 委 員 会 様

所有者（管理者） 宗教法人誕生寺

住 所 鴨川市小湊 1 8 3

役 職 代表役員

氏 名 石川 泰道

宗教法人誕生寺が所有しております、「誕生寺祖師堂」を市指定文化財として指定することに同意いたします。

なお、指定された場合には、鴨川市文化財の保護に関する条例を遵守することを誓約いたします。